

第一次大戦前ポンメルンの植民組合と土地会社 (3)

— 第二帝制期プロイセン内地植民政策の事業主体をめぐる史料と諸問題 —

長 井 栄 二

Die pommersche Ansiedlungsgenossenschaft und Landgesellschaft vor dem Ersten Weltkrieg. Die Quellen und Fragen über die Träger der preussischen inneren Kolonisation im Kaiserreich, Teil. 3.

Eigi NAGAI

(平成27年12月28日受理)

(前稿の続き)

3. 基礎史料②：「ポンメルン土地会社定款」⁽²⁹⁾.

§ 1.

社員 (Gesellschafter).

1. プロイセン王国国庫 (Königlich Preußischer Fiskus),
 2. ポンメルン州の州団体 (Provinzialverband der Provinz Pommern),
 3. ポンメルン植民組合, 有限責任登記協同組合, シュテッチェン,
 4. ポンメルン・ラント協同組合金庫 (Pommersche Landesgenossenschafts-Kasse), 有限責任登記協同組合, シュテッチェン,
- は, これをもって, 有限責任会社, 商号「有限責任ポンメルン土地会社 (Pommersche Landgesellschaft mit beschränkter Haftung)」, 住所シュテッチェン, を設立する。

§ 2.

会社目的 (Gesellschaftszweck).

事業の目的 (Gegenstand des Unternehmens) は, 農民・手工業者・労働者用地を, 就中, 地所の分割によって増やすこと, およびそれと関連する全ての諸事業の経営である。

会社の活動は, 国家およびドイツ民族の利益の維持および強化に向けられている。5%までの出

資金の利回りと, 商人的原則に則して運営されるべき経済とを損なわずして, 同活動は公益的 (gemeinnützig) であることとする⁽³⁰⁾。

§ 3.

基本資本金 (Stammkapital) と 基本出資金 (Stammeinlagen).

会社の基本資本金は, 480万マルクである。
最小の基本出資金は1000マルクであるが, より大きな全ての基本出資金は, 1000で割り切れなければならない。

基本資本金に対して, 社員は以下の基本出資金を給付せねばならない:

1. プロイセン王国国庫	240万マルク
2. ポンメルン州団体	200万マルク
3. ポンメルン植民組合	25万マルク
4. ポンメルン・ラント協同組合金庫	15万マルク
	480万マルク

全社員は, それらの者の基本持分 (Stammanteil)⁽³¹⁾のうち, ただちに4分の1を, [そして] 残りを監査役会の求めにより3回の均等な分割払いで, 1911年, 1912年, 1913年の [それぞれ] 7月1日に払い込む。

基本出資金の払込のための監査役会の催告は, 少なくとも支払期日の3カ月前に行われねばならない。

§ 4.

譲渡 (Abtretung) および出資金⁽³²⁾.

事業持分 (Geschäftsanteile) またはその一部の譲渡, ならびに, 基本資本金の増額の場合に新しい社員の加入は, 監査役会の許可 (Genehmigung) を要する。

この規定は, 国家および州の出資金に関しては, 適用されない。

§ 5.

社員総会 (Gesellschafterversammlung).

会社の総会は, 法律で定められている場合以外に, それが会社の利益のために必要とされるとき, その都度招集されねばならない。その招集は, 監査役会の議長により行われる。この者はまた, 総会を指揮しもする。

総会においては, それぞれ1000マルクの事業持分が1票を与える。しかしながら, いかなる社員も, 基本資本金総額に準拠して会社内に存在する全ての票の3分の1より多くの票を投じて (Stimmen führen) はならず, たとえその者が, 基本出資金総額の3分の1より多くをもって参加している場合でも [同上である]。

社員総会の決定を義務づけられている (unterliegen) のは, [以下のものである] :

1. 年度貸借対照表の確定と, そこから明らかとなる純利益の分配,
2. 業務執行者 (Geschäftsführer)⁽³³⁾ および監査役会の責任解除 (Entlastung),
3. 会社諸機関の活動の臨時の検査のための監査人 (Revisoren) の選任,
4. 監査役会の構成員に対する, それらの者の義務の違反を理由とする, 損害賠償請求権の主張 (Geltendmachung)
5. 会社契約 (Gesellschaftsvertrag)⁽³⁴⁾ の変更,
6. 会社の解散。

これらの権利, およびその他, 本定款において明示的に挙げられている権利の他, 社員総会には, [有限会社] 法の規程に則してそこから剥奪されることのできない権利のみが帰属する。

§ 6.

監査役会 (Aufsichtsrat).

1. 監査役会は, [有限会社] 法において社員総会

に指定されている業務を, それが定款⁽³⁵⁾において後者に留保されていない限りで, 処理せねばならない。監査役会は, 本定款によりそれに指定されている権限の範囲内で, 会社に, その活動のための方針 (Leitsätze) を与える。経常的業務執行の際の協働 [権] (Mitwirkung) は, 本定款に準拠してのみ, それら [監査役会と社員総会] に帰属する。

2. 監査役会は, その業務の進行を, 独立的に (selbstständig), 業務規則 (Geschäftsordnung) を以て規整する。同規則により, [監査役会の] 議長および構成員に指定されるべき権限も規定される。監査役会は, 議長またはその代理人 (Stellvertreter) を含む5名の構成員が出席しているときに議決能力を有し, またその決議を単純多数決でなす。同数票の場合は, 議長の票が判定する。

3. 監査役会の権限に含まれるのは, 就中 [以下のものである] :

- a) 会社の全業務執行に対する監督, およびこの目的のために必要とされる措置の命令;
- b) 会社の業務執行者のための職務規程 (Dienstanweisungen) の発令;
- c) 業務執行者, および年間の金銭給与が3000マルクを超えるその他の職員 (Angestellten) の選任および解職, ならびに, これらの者の任用条件 (俸給, 日当, 補償, 退職年金, 保証金) の決定 (ただし第7条を参照のこと);
- d) 全業務執行の通常および臨時の監査の実施, [これは,] それが必要であると監査役会が考えるときにその都度, しかし少なくとも年に1回;
- e) 社員総会に対する全ての議案に関する議決;
- f) 定款第9条に従った調整基金 (Ausgleichsfonds) の処分, および, 特別基金 (Sonderfonds) の形成と使用に関する議決 (定款第8条および第9条);
- g) 予算計画 (Haushaltungspläne) の確定;
- h) 植民・換価計画 (Besiedlungs- und Verwertungspläne) の許可。

4. ある業務執行者の義務の一時的な引受のために, 監査役会の議長は, この者 [同議長] に適当と思われる人物を, 最高6カ月任期で選任してよい。

5. 業務執行者の選挙と任用条件, ならびに職務規程は, それらが効力をもつためには, 州知事 (Oberpräsident) の同意を要する。

6. その事業持分が10万マルクにのぼるいかなる社員も, 1名の代表者 (Vertreter) を監査役会に派遣する権利を持つ。その社員が25万マルク以上の

出資金をもって参加している場合には、この者は2名の代表者を監査役に置くことができる。

7. 監査役会におけるプロイセン王国国庫の代表者は、州知事により指名され、州団体の代表者の選任は、州団体の側での選挙により行われるが、しかしながら初回の選挙は、州参事会 (Provinzialausschuß) により行われる。

8. 農村郡 (Landkreise) が会社に参加せられる限りにおいて、それらの郡は、合計で1名の代表者を、あるいは、諸郡の参加総額が25万マルク以上の額に達する場合には、2名の代表者を、監査役に派遣する権利を有する。選挙は、選挙人 (Wahlmänner) により行われる。選挙人は、土地会社に参加する諸農村郡の州議会 (Provinziallandtag) における代表者が、これを務める (als solche wirken)。選挙は、州知事より発せられるべき選挙規則 (Wahlordnung) に基づいて行われる。それ [選挙] のための適正証明 (Legitimation) としては、秩序正しい選挙 (ordnungsmäßige Wahl) に関する州知事の証明が必要とされ、またそれで十分である。

9. 監査役会における各々の代表者について、1名の代理人 (Stellvertreter) が、指名ないし選出される。

10. ある社員が1名の構成員のみを監査役に派遣する場合、同構成員は、土地を所有して州内に定住している (mit Grundbesitz in der Provinz angesessen sein) か、または農業者として実践に従事している (als Landwirt praktisch tätig sein) か、または従事していた [者]、でなければならない。国家および州団体を除くある社員が、2名の構成員を監査役に派遣する場合、同構成員のうち少なくとも1名は、この方式で資格を有していなければならない。同じことは、代理人についても有効である。上掲の資格が存するかどうかは、1名の社員の動議により、社員総会が判定する。

11. 監査役会の構成員は、初回は最初の事業年度について、以後は6年任期で、指名ないし選出される。これらの者は、初回については、1911年12月31日をもって辞任する。これらの者はつねに、改選が行われるまで職務にとどまる。

12. 監査役会の議長およびその代理人 (Vertreter) は、監査役会により、その中から選出されるが、しかしボンメルン州の州知事による承認 (Bestätigung) を要する。同知事が承認を2度目に拒むとき、同知事は、同時に、監査役会の、国家により指名されたのではない構成員の中から、議長またはその代理人を指名する権利を有する。選挙は、州知事またはその

代理人 (Vertreter) が、これを指揮する。

13. 監査役会構成員は、その職務を、無給の名誉職として遂行する。しかしながら、会社の利益ための旅行については、これらの者は、監査役会の規定に則して、会社の金庫から、旅費および日当を得る。

14. 州知事および総務委員会 (Generalkommission) の長官 (Präsident) は、監査役会のいかなる会議にも、少なくとも1週間前に、招請されねばならない。州知事は、自ら、または受任者 (Beauftragter) を通じて、いつでも、会社の帳簿および全業務執行を査閲する権利を有する。監査役会は、同知事に、毎年遅くとも4月15日までに、会社の業務執行および財務状況に関する詳細な報告書を提出せねばならない。

15. 諸大臣と、州知事と、総務委員会の長官とが派遣するところの国家派遣官 (Staatskommissare) は、監査役会の会議に、表決権なしに参加する権利を有する。これらの者は、いつでも、聴聞され (gehört werden) なければならない。

§ 7.

業務執行 (Geschäftsführung).

会社の業務は、業務執行者⁽³⁶⁾により、職務規程に準拠して執行される。複数の業務執行者が選任されている場合、会社は2名の業務執行者により代表される。最初の業務執行者は、社員総会により選出される。これらの者の選挙も、州知事の同意 (Zustimmung) を要する。職務規程により、どの範囲において、業務執行者が職員 (Beamten) の任用のために監査役会の同意を要するのか、ということについても規整される。

会社のための法律的拘束力ある (rechtsverbindlich) 署名は、会社の商号の下に、2名の業務執行者の署名を付して行われる。

個々の農場買収行為に関しては、業務執行者は、買収委員会 (Ankaufskommission) の許可に拘束されている。しかしながら、購入行為の効力は、許可に依存しない。買収委員会は、3名の構成員で構成されることとする、すなわち：

1. 州のラント自治体長 (Landeshauptmann)、議長として、
2. 州の州知事氏により指名される1名の構成員、
3. 監査役会により選出される1名の構成員。

各々の構成員について、少なくとも1名の代理人 (Stellvertreter) が選任されねばならない。議長の代理人は、ラント自治体長がこれを選任し、第2号

の構成員の代理人は、州知事がこれを選任する。

この買収委員会の構成員およびその代理人は、監査役会の構成員である必要はない。

事業年度は、1月1日から12月31日までである。

[有限会社]法により、または登記簿裁判官(Registerrichter)により求められる、会社の全ての公告(Bekanntmachungen)は、ドイツ帝国公報(Deutscher Reichsanzeiger)により行われる。監査役会は、公告が他の公報(Blätter)においても行われるよう命令する権限を有する。

§ 8.

利益と準備金 (Rücklagen).

会社目的の保障と達成のために、以下の基金が形成されねばならない：

1. 準備金 (Reservefonds),
2. 配当準備金 (Dividendenrücklage), [これは、] 年度純利益から5%での配当金が与えられることのできない場合に、5%まで配当金を補充するため、
3. 調整基金。

自余の特別基金の形成に関しては、監査役会が決議せねばならない。

まず準備金に、全経営費の控除後に残る純利益の10%が繰り入れられねばならない。この[準備]金が基本資本金の10%に達する場合、それ以上の補給は行われぬままとすることができる。

残りの純利益から、社員のために、配当金が、これらの者の出資金の5%まで計算される。

その後、配当準備金に、最高で、なお残る純利益の半額が、供給されねばならない。しかしながらこの供給は、[配当]準備金が基本資本金の4%に達するとき、ただちに停止する。純利益の残額は、調整基金に繰り込まれるが、同基金には、その他にさらに、そのためと定められた国家補助金 (Staatszuschüsse) が供給される。

§ 9.

基金の使用 (Fondsverwendung).

上記の諸基金は、その目的規定の応じてのみ、使用されてよい。準備金および配当準備金の現在高からの資金の引出に関しては、社員総会が決議する。調整基金や、またもしあるならば特別基金の使用に関しては、監査役会が決定する。この場合、その設置にあたり総務委員会が協働する地位にある

(mitzuwirken berufen sein) ところの入植地が扱われる限りにおいては、調整基金の利用には、この当局の同意を要する。意見の相違に関しては、申し出により⁽³⁷⁾、ポンメルン州の州知事が判定する。

調整基金から引き出されてよいのは、[以下のものである]：

1. 見積において (im Voranschlag) 個々の植民事案について予定されるか、またはその後には不可欠であることが明らかとなるところの、補填金 (Zuschüsse), [これは、] 公法上の整備 (öffentlich-rechtliche Einrichtungen) および農業上の関連整備 (landwirtschaftliche Folgeeinrichtungen) の経費で、その充足が目的物それ自体から可能でないものを支弁するため、
2. 植民手続 (Besiedlungsverfahren) の終了 (Abschluß) の際に明らかとなる——就中、属具の換価や中間経営 (Zwischenwirtschaft) からも [生じる]——不足額, [ただし] それが、会社により用意された他の資金から充足されることができない限りにおいて。

調整基金は、それがいつでも容易に流動化されることができるとして預託 (anlegen) されねばならない。使用の方式は、業務執行者のための [職務] 規程において定められる。

§ 10.

プロイセン王国国庫に帰属する配当金は、ポンメルン州内の内地植民の諸目的に委ねられる。その使用に関しては、州知事が、監査役会の聴取の後、決定をなす。

§ 11.

解散.

社員たるプロイセン王国国庫は、会社の解散を、先行する1カ年の解約予告の後、事業年度の終わりに、要求する権利を有する。しかしながらこの解約予告は、1914年12月31日より前には許容されない。解約予告が行われない場合には、解約予告はつねに、次の5カ年の満了時に、はじめて許容される。法律上の解散理由は、この規定により影響されない (nicht berührt werden)。

解散の際に基本出資金の払渡の後に残る会社の財産は、ポンメルン州の州団体のものとなるが、しかし同団体は、ポンメルン州内における農村の福祉の諸

目的のためにのみ、それを使用してよい。このような使用のためには、州団体は、州知事の同意を要する。

(付1)「ボンメルン土地会社監査役会業務規則」⁽³⁸⁾

§ 1.

監査役会は、会社の全業務執行を監督せねばならず、またこの目的のために必要とされる措置を命令せねばならない。監査役会は、定款によりそれに指定されている権限の範囲内で、会社の活動のための方針を与える。

経常的業務執行の際の協働 [権] は、定款に準拠してのみ、これに帰属する。

監査役会は、会社の利益のためにそれが必要とされる場合に、社員総会の招集を指示せねばならない。

§ 2.

議長は、監査役会の施行および執行機関 (ausführendes und vollziehendes Organ) である。議長は、至急の場合には、監査役会にかけるにふさわしい (vor den Aufsichtsrat gehörig) 全ての事案において、暫定決定 [権] を持つ。議長は、必要がそれを求めるときにその都度、しかし少なくとも年に3回、監査役会を招集し、またその議事を指揮する。監査役会の少なくとも3名の構成員の要求により、その招集は行われなければならない。議長は、監査役会の決議の準備および施行のために必要な全ての措置をとり、またその者の名において、全ての通知および証書に署名する。

さらに議長には、定款および業務執行者のための職務規程において、その者 [議長] に特別に指定される権限が帰属する。これに含まれるのは、就中 [以下のものである] :

- a) ある業務執行者の義務の一時的な引受のために、代理人 (Vertreter) を、最高6カ月任期で選任すること；
- b) 換価計画および財務計画 (Finanzierungsplan) の承認前における植民用地の売却のための許可。

§ 3.

監査役会は、審議の対象の告知のうえ、書面での招請によって招集されねばならない。監査役会は、5名の構成員が出席しているときに議決能力を有し、またその決議を単純多数決でなす。同数票の場合は、議長の票が決定を下す。

議事日程の上でない事案は、監査役会会議において、出席している監査役会構成員のいずれも異議を提起しない場合にのみ、議決に付されてよい。

§ 4.

ボンメルン州の州知事、およびオーダー河畔フランクフルト王立総務委員会の長官は、監査役会およびその専門委員会 (Ausschüsse) の全ての会議に招請されねばならない。

§ 5.

業務執行者は、監査役会および専門委員会会議に、審議権 (beratende Stimme) をもって参加する、[ただしこのことは、] 個々の問題につき、反対のことが決議されない限りにおいてとする。以下のことは、監査役会の了解のもと、監査役会の議長の裁量に任される (freistehen)、すなわち、その者 [議長] に適当と思われる他の者をも、会議に招聘すること。

§ 6.

監査役会および専門委員会のいかなる会議においても、議事録が作成される、[なお] それは、出席者の名前、議長の最も本質的な報告、ならびに提出された全動議と、なされた決議とを含まなければならない。議事録作成者は、議長がこれを選任する。議事録は、議長および議事録作成者により署名されねばならず、また写しにより、監査役会の構成員とその代理人 (Stellvertreter)、州知事、および総務委員会に報告されねばならない。

§ 7.

業務執行の個々の問題に関して、議長は、監査役会の決議を、書面での表決によっても、とりつけることができる、[ただしこのことは、] 監査役会のいかなる構成員も、議決のこの形式に異議を唱えない限りにおいてとする。

§ 8.

監査役会は、その中から、個々の業務の準備または施行のための専門委員会を選任することができる。監査役会の議長またはその代理人は、いつでも専門委員会会議において議長を引き受ける権利を有する。議長はいつでも、その者に必要と思われる全ての現地確認をなす (örtliche Feststellungen treffen) ことができ、またこの目的のために旅行を行うことができる。このような、監査役会の啓蒙のために必要とされる旅行は、議長の要請により、監査役

会の個々の構成員によっても行われることができる。

年度会計の検査のために、会計専門委員会 (Rechnungsausschuß) が選出されねばならない。

§ 9.

監査役会構成員に、定款第 6 条第 13 号に則して、旅費および日当が、会社の金庫から支給されねばならない限りにおいて、それらの者は、ポンメルン州の州参事会の構成員の日当および旅費を得る。

(付 2)「ポンメルン土地会社業務執行者職務規程」⁽³⁹⁾.

§ 1.

業務は、会社契約第 6 条第 3 号 c および第 7 条に則して選任される業務執行者により、共同で (gemeinschaftlich)、執行される。

§ 2.

職員 (Beamte) の任用、解職、および給与の決定は、会社契約第 6 条第 3 号における規定を損なわずして、業務執行者により行われる。

§ 3.

運営するべき別段の出納というものを、会社はもたない。収入となる全ての金銭および有価証券は、ただちに王立海上貿易会社 (Königliche Seehandlung) [プロイセン国立銀行] またはポンメルン・ラント協同組合金庫に振り込まれねばならない。

§ 4.

各々の四半期の末に、監査役会の議長および海上貿易会社に、現金収支決算書 (Kassenabschluss) と残高試算表 (Rohbilanz) が、また要求により、債務者一覧 (Debitorenverzeichnis) が、通知のため提出されねばならない。

業務執行者は以下の義務を負う、すなわち、社員総会のためと定められた貸借対照表を、監査役会への提出の前に、ポンメルンの協同組合連合 (pommersche Genossenschaftsverband) の監査人に検査させること、および、所見付きの検査評 (Prüfungsbemerkungen mit einer Aeußerung) を、監査役会に提出すること。

§ 5.

業務執行者および事務所職員 (Bürobeamte) は、会社のための旅行の場合、州行政の官吏について標

準的な定額に則した日当および旅費を得る。

土地会社の農場管理部の輸送車輛が利用される職務旅行の場合、通行した陸路について、距離料金は支払われないこととする。現金の立替金があれば、弁済される。

§ 6.

会社の調整基金は、10 万マルクの額まで、現金で、または被後見人財産運用適格の (mündelsicher) 有価証券で、王立海上貿易会社に、持続的に預託または供託されたままにされねばならない。残余の額は、業務それ自体において、それが必要な場合にただちに流動化されることのできるようなかたちで、使用されねばならない。その一方で、この額を業務執行者は、州知事または監査役会の議長の求めにより、ただちに業務から引き揚げねばならず、また現金で、または被後見人財産運用適格の有価証券で、同様に海上貿易会社に預託せねばならない。

§ 7.

農場の買収は、買収委員会の許可をもってのみ、行われてよい。できるだけ農場の買収の前にすでに、業務執行者は、所管の郡参事会 (Kreisausschuß) の議長と連絡をとらねばならず、またもしこの者から買収に対し主張される懸念があるならば、それを顧慮せねばならない。それ以外にも、業務執行者は、会社の課題の遂行にあたり、可能な限り、関係する国家および自治体当局との接触を求めねばならない。

いかなる農場取得についても、監査役会の議長、海上貿易会社、および所管の郡長 (Landrat) に、遅滞なく通知がなされねばならない。

§ 8.

買収後すぐに、換価および財務計画 (Verwertungs- und Finanzierungsplan) が、添付の雛形に則して作成されねばならない。まず、分割予定図 (Teilungsplan) の略図を付した換価計画が、所管の郡参事会に、所見を得るため、適切な、通常 10 日を越えてはならない期間内に、送達されねばならない。次に、添付資料を付した換価計画、財務計画、および郡参事会の所見、ならびに総務委員会により調べられた植民査定 (Besiedlungstaxe) の結果が、監査役会に、許可を得るために提出されねばならない。監査役会の議長の特別の許可をもって、売却は、すでに事前に開始されてよい。

§ 9.

各植民手続の終了の後に、監査役会と、州知事と、また実施にあたり総務委員会が関与していた場合には同総務委員会とに、決算書 (Abrechnung) が提出されねばならない。その際同時に、もし調整基金からの補填金があるならば、その引出に関する、必要とされる申し出がなされねばならない。

§ 10.

各々の事業年度の最初の6カ月内に、法律で定められているところの、損益計算書を付した貸借対照表の作成以外に、監査役会に、満了した事業年度の業務執行の成果に関する年度報告書 (Jahresbericht) が提出されねばならず、そこ [年度報告書] から謄写が、監査役会の全ての構成員とその代理人 (Stellvertreter)、および州知事氏に、遅くとも監査役会の会議への招請とともに、送付されねばならない。

(以下、次稿)

註.

(29) Satzung der Pommerschen Landgesellschaft mit beschränkter Haftung zu Stettin. Buchdruckerei der „Pommerschen Reichspost“, Stettin, (1910), in: LAG, Rep. 66 (Landratsamt Greifswald), Nr. 56 (Die mit der Kreiskasse verbundene Rentengutsverwaltung, Rentengüter und Ansiedlungsgesellschaft, Bd. 2, Bl. 19-22. 同定款は、1892年のライヒ法「有限責任会社に関する法律」(Gesetz, betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung, Vom 20. April 1892) に基づいたものである。同法律のテキストは、Redaktion des Reichs-Gesetzbuches für Industrie, Handel und Gewerbe u. v. a. (bearb. u. hg.), a. a. O., S. 195-210²を参照した。また本定款の訳出にあたっては、同法律の邦語によるコメントールまたは解説書として、主に以下のものを参考にした。大隅健一郎『有限會社法』, (1939) (『獨逸商法 [IV]』有斐閣, 復刊1956年, 所収)。平松健『西ドイツの有限会社——理論と実務』三修社, (1985)。柏木邦良『条解・有限会社法』東京布井出版, (1992)。荒木和夫『ドイツ有限会社法解説 [改訂版]』商事法務, (2007)。

(30) ドイツの有限会社は、上記の1892年法以来、その第13条第3項により、今日に至るまで「商法典の意味での商事会社」である。ただしドイツ私

法において、会社法は広義のGesellschaft, すなわち共通の目的のための私法上の人的結合全般を対象とするものであり、その中で有限会社は、株式会社と同様、資本会社の一形態として位置づけられているが、営利目的を強行法的に要求されてはいない。有限会社法制はそもそも、営利や私益追求だけでなく非営利・公益をも含む多様な目的や事業のために形成されうる中小の私的な人的結合に、法人格すなわち有限責任制の恩恵と、対外的な信用とを同時に提供しうる道として創出されたものであり、現在においてもなお、非営利目的や公益事業で広く利用される法形態である。増田政章「有限会社における定款自治——ドイツ法を中心に——」『近畿大學法學』第49巻第2・3号, (2002), 175-207頁。また上のような同法の主旨の延長線上において、同一の主体が、登記社団 (eingetragener Verein) と有限会社とをそれぞれ別個に設立し、後者の事業収益を前者のボランティア活動に充てるなど、組織形態の使い分けも柔軟に行われているという。松田雅央『ドイツ人が主役のまちづくり——ボランティア大國を支える市民活動——』学芸出版社, (2007), 10-18頁および41-48頁。なおドイツ有限会社法の成立過程について、今野裕之「研究ノート ドイツ『有限責任会社』制度の立法過程——ドイツ帝国議会議事録および政府草案・理由書を中心として——」『成城法学』第19号, (1985), 87-104頁。

これに対し、わが邦の有限会社法 (1938年) は、その第1条第1項で、有限会社をあくまで営利目的の社団として、限定的な定義づけを行ってきた。その限りで、日独の有限会社法制は、その基本的性格を異にするのであり、この対照性はまた、わが邦においてもつとに指摘されている。例えば大隅健一郎, 前掲書, 26-27頁。

もっとも、わが邦の有限会社法は、周知のように2006年の新会社法の施行に伴い廃止され、既存の有限会社は、株式会社 (ないしその一形態としての特例有限会社) へと齊一的に移行せられた。その際に同法は、会社を「営利目的の社団」と定義する従来の明文規定を削除したのであるが、にもかかわらずわが邦では今なお、立法者においても、また通説の法解釈においても、旧有限会社を含む「会社」は、従前と同様、当然に営利目的の社団だと限定的に定義され続けていることが、ここでは興味深い。松井英樹氏「新・会社法における会社の営利性」『中央学院大学法学論叢』第21巻第1号, 25-49頁, によると、わが邦では、戦

間期から現在に至るまで一貫して、会社法の基本において、本来次元の異なる「営利」と「公益」の概念を二項対立的に捉え、制度的にもこれを二分しようとする法理解が支配的であるという。また、こうした通説に立脚する法律実務の例として、荒木和夫、前掲書、22-24頁、をも参照。

- (31) 「Stammanteil」の語は、この箇所でのみ使用されている。
- (32) 原文「Abtretung und Einlagen」のまま訳した。
- (33) ドイツの有限会社のGeschäftsführerは、わが邦においては、株式会社のVorstandと同様に、一般に「取締役」と訳されることが多い。その際、わが邦における「会社」理解を前提にして、「日本有限会社法においても『取締役』の語が用いられているのであるから、この訳語を充てるべき」（柏木邦良、前掲書、210頁）とすることも、日本企業の法律実務上の要請——例えばドイツに現地法人として一人有限会社を設立するケース——に應える上では、たしかに有益であろう。

ただしドイツ法における株式会社のVorstandは、あくまで機関のみを指し、それを構成する個々人Vorstandsmitglieder（取締役会構成員）の語と混同されることはない。村上淳一／守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〔改訂第8版〕』有斐閣、(2012)、187-188頁。他方でドイツの有限会社法は、株式会社のVorstandに相当するような機関を示す語を知らず、ただ原則として全員が一体となって（gemeinschaftlich）行為し、且つ連帯責任を負う個々人、Geschäftsführerの語のみを有する。このように、ドイツの会社法制が、株式会社と有限会社のそれぞれについて、法律上の会社代表権および業務執行の担い手を意図的に区別して観念し、その名称を表記していること、これは明らかである。

本稿は、注(30)で示したように、日独社会における有限会社の性格や位置づけの相違に留意するものであり、歴史研究に供する史料としては、その差異をあえて埋没させてしまう訳語を避け、むしろ逐語的に「業務執行者」とするのが適当であると考えられる。

本稿のこうした立場は、例えば上掲の柏木氏の言及する範囲で言えば、「日本の法制〔旧有限会社法第27条第2項〕が単独代表を原則とするのと全く逆」に、ドイツにおいては複数代表、すなわち「四つの眼のもとに（unter vier Augen）」においてこそ権力濫用は抑止される、とする伝統的発想が今なお有力である（同上書216-218頁）、との

指摘を重視するものである。組織や社会の統治をめぐる基本的発想のこうした相違は、レベルを変えて、法制度上にも確認される。すなわち、ドイツ有限会社法は、その制定以来、——わが邦の旧有限会社法、さらには商法とも異なり——定款または社員決議がGeschäftsführerの代表権や業務執行権を制限することを、法律上において明示的に認めると同時に、後者にその制限の遵守を義務づける明文規定（第37条）を置き続けており、Geschäftsführerによる専横の抑止に積極的である。柏木邦良、前掲書、232頁。大隅健一郎、前掲書、84頁、および同『株式法』、(1938)（『獨逸商法〔Ⅲ〕』有斐閣、復刊1955年、所収）、188-189頁。増田政章、前掲論文、185-186頁、および高橋英治『ドイツ会社法概説』有斐閣、2012年、349頁、等を参照。

もっとも、ドイツにおいては現在もなお「有限会社制度の廃止は全く考えられない」とされている（高橋英治、前掲書、316-321頁）のとは全く対照的に、わが邦ではすでに有限会社法制は消滅し、「取締役」はただ株式会社のみが持つことを許されるものとなっている。今後、ドイツの有限会社のGeschäftsführerを、日本の株式会社にあえて倣って「取締役」と訳出する積極的意味は、いずれ薄れていくであろう。

なお本稿では、上述の立場から、Geschäftsführungについても、わが邦の旧有限会社法上の用語「経営」・「管理」を転用せず、——たとえ「業務の執行は取締役以外の非管理職、ひいてはPutzfrauによってもなされるので、適当な訳語ではあるまい」（柏木邦良、前掲書、233-234頁）とする観点を否定しないとしても——「業務執行」の語を当てることとする。

- (34) 会社契約（Gesellschaftsvertrag）が定款（Satzung）の上位概念であることにつき、柏木邦良、前掲書、25頁を参照。
- (35) 原文ではこのみ複数形「Satzungen」である。
- (36) 原文中の「Geschäftsführer」は、その数が明示されていない限り、言うまでもなく全て複数形である。
- (37) 原文中、この申し出の主体は明記されていない。
- (38) Geschäftsordnung des Aufsichtsrats der Pommerschen Landgesellschaft mit beschränkter Haftung zu Stettin, in: LAG, Rep. 66, Nr. 56, Bd. 2, Bl. 23-24.
- (39) Dienstanweisung für die Geschäftsführer der Pommerschen Landgesellschaft mit beschränkter Haftung in Stettin, in: LAG, Rep. 66, Nr. 56, Bd. 2, Bl. 25-26.